

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和6年9月定例会

会 議 録

会計管理者 林 美幸

事務局長 戸村 克哉

副主査 郡司 寿一

主査補 嶋根 大介

匝瑳市環境生活課長 岩瀬 徹

多古町生活環境課長 木内 輝芳

横芝光町環境防災課長 平野 和美

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局長 戸村 克哉

副主査 郡司 寿一

主査補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案の上程

議案第1号 令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第2号 令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

日程第4 提案理由説明

日程第5 質 疑

日程第6 討 論

日程第7 採 決

日程第8 一般質問

9. 会議に付した事件

議案第1号 令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出
決算認定について

議案第2号 令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算
(第1号) について

10. 議事の経過

【開会：午前9時55分】

佐藤議長 本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和6年9月定例会に御参集
いただきまして誠にありがとうございます。

本日は全員出席でございます。会議は成立いたしました。

それでは、これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和6年9月定例
会を開会いたします。本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく
議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名
を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。よっ
て、配付いたしました印刷物により御了承願います。議案の配付漏れは
ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により議長が指名いたします。

4番山崎義貞議員と6番行木光一議員の両名を指名いたします。

日程第3、これより議案第1号から議案第2号について一括上程いたします。

日程第4、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

宮内管理者

議長。

佐藤議長

管理者。

宮内管理者

皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和6年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案2件のご審議をお願いいたしますが、提案理由を申し上げる前に、当組合の施設の概況をご説明申し上げます。

はじめに、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年4月の稼働開始から23年目を迎えており、設備等の老朽化が進んでいるため、昨年度は空調設備及び屋上防水工事を実施いたしました。友引日及び夜間でしか工事が実施できなかったため、10月から翌2月にかけて空調が使用できず、利用者の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。また、この5月には、同時刻に受け入れできる件数を2件から1件に減らし、火葬した塵や灰を集める電気集塵機を修理いたしました。今後も、計画的に施設の維持管理を行いながら、地域住民の皆様が、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

次に、一般廃棄物最終処分場につきましては、一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了から廃止までの維持管理計画を県へ提出し、計画に基づき維持管理を実施しております。

それでは、本定例会に提出いたします議案第1号から議案第2号につきまして、ただ今からその提案理由を申し上げます。

議案第1号、令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ437万5千円を追加し、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6千140万8千円といたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議をいただき、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

日程第5、これより質疑に入ります。

はじめに、議案第1号「令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

戸村事務局長

それでは、議案第1号、令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

事前に配布させていただきました令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書並びに主要な施策の成果に関する説明書に基

づきましてご説明いたします。まずは決算書をお開き下さい。

2ページ3ページは歳入、4ページ5ページは歳出を、令和5年度の決算全体を記載してございます。7ページをご覧ください。

令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の事項別明細になります。こちらについてご説明いたします。それでは8ページ9ページをご覧ください。まずは歳入からご説明いたします。

歳入1款、分担金及び負担金。

予算現額8千720万円、収入済額8千720万円、収入率は100%でございます。構成市町別の内訳につきましては、備考欄のとおりとなります。匝瑳市の負担額5千40万1千円、負担率は57.8%、多古町の負担額2千75万9千円、負担率は23.8%、横芝光町の負担額1千604万円、負担率は18.4%でございます。

2款、使用料及び手数料、予算現額1千666万7千円、収入済額1千943万5千968円、収入率は116.6%でございます。

使用料の内訳につきましては、備考欄に記載のとおり、火葬料金や、式場、遺族控室等の使用料です。

3款、国庫支出金、予算現額43万5千円、収入済額35万2千440円、収入率は81.0%です。

4款、財産収入、予算現額8千円、収入済額11万5千753円、収入率は1,446.9%です。こちらは、財政調整基金の利子及び物品売払収入です。

5款、繰入金は、財政調整基金からの繰入金で、予算現額1億9千128万円収入済額1億8千128万円となります。10ページ11ページをご覧ください。

6款、繰越金、予算現額591万8千円、収入済額2千56万8千488円、収入率は347.6%です。こちらは、令和4年度からの繰越金です。

7款、諸収入、予算現額17万6千円、収入済額43万2千183円、収入率は245.6%となります。こちらにつきましては、当施設に設置されている自動販売機の電気使用料などとなります。

歳入合計といたしまして、予算現額3億168万4千円に対しまして、収入済額3億938万4千832円、収入率は102.6%です。

以上が、歳入の説明です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。支出済額が概ね100万円以上、又は特に説明が必要と思われる事項についてご説明いたします。12ページ13ページをご覧ください。

1款、議会費、予算現額12万4千円、支出済額9万7千582円、執行率は78.7%です。

2款、総務費、予算現額6千194万9千円、支出済額6千65万8千782円、執行率は97.9%です。1項1目、一般管理費の内2節、給料の支出済額3千91万8千140円は、備考欄のとおり、各職員の給料です。3節、職員手当等の支出済額1千312万2千170円の内訳につきましては、こちらも備考欄記載のとおり、扶養手当、通勤手当等、各種手当です。4節、共済費の支出済額1千334万7千239円は、職員の共済掛け金です。13節、使用料及び賃借料の支出済額108万1千985円の内訳につきましては、財務会計システムリース料等です。14ページ15ページをご覧ください。

2款2項1目、監査委員費、予算現額2万7千円、支出済額2万2千442円、執行率は83.1%です。

3款、衛生費、予算現額2億3千801万3千924円、支出済額2億3千338万8千215円、執行率は98.1%です。1項、火葬場事業費、予算現額2億2千529万4千924円、支出済額2億2千322万6千198円、執行率は99.1%です。10節、需用費の支出済額2千912万5千421円につきましては備考欄記載のとおりとなりますが、燃料費、光熱水費は火葬に伴う費用となります。修繕料につきましては、主要な施策の成果にも記載してありますが、火葬炉の修繕費用等です。

12節、委託料の支出済額505万4千224円につきましては、備考欄記載のとおりですが、当施設運営にあたりましての各種委託料です。

14節、工事請負費の支出済額1億8千595万5千円につきましては、

山桑メモリアルホール改修工事では空調設備の改修、(その2)では屋上防水工事、(その3)では庇の防水工事及びダウンライトの交換を実施いたしました。続きまして、16ページ17ページをご覧ください。

17節、備品購入費の支出済額146万3千円につきましては、電球交換等で使用していた、電動リフト等が老朽化のため、更新いたしました。

3款2項、清掃事業費についてご説明いたします。予算現額1千271万9千円、支出済額1千16万2千17円、執行率は79.9%です。

10節、需用費の支出済額510万2千567円につきましては、令和3年度から最終処分場の維持管理のための費用となりますので、光熱水費及び修繕料の支出となります。修繕料につきましては、主要な施策の成果にも記載してありますが、浸出水処理施設修繕等です。12節、委託料の支出済額498万5千200円につきましては、備考欄に記載のとおり、最終処分場の維持管理業務やそれに伴う各種分析調査等となります。続きまして18ページ19ページをご覧ください。

こちらの一番下、歳出合計の当初予算額2億9千626万6千円、補正予算額541万8千円、予算現額計3億168万4千円に対しまして、支出済額は、2億9千414万4千579円、執行率は97.5%となります。次に、21ページをご覧ください。令和5年度実質収支に関する調書についてご説明いたします。22ページをご覧ください。

1. 歳入総額3億938万4千832円、2. 歳出総額2億9千414万4千579円、3. 歳入歳出差引額1千524万253円、4. 翌年度へ繰越すべき財源についてはございません。5. 実質収支額1千524万253円、6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、800万円です。続きまして23ページ令和5年度財産に関する調書です。24ページ25ページをご覧ください。

令和5年度におきましては建物の移動はありませんでした。土地につきましては、錯誤が見つかり、地積が少なく計上されていたため、今回不足分1,946㎡を増加して修正いたしました。修正内容といたしましては、令和3年度に匝瑳市に譲渡した際に、分筆が必要な筆が2筆あり、分

筆の際に地積の増加修正がありましたが、地積を増加するのを失念していたため、分筆後の地積を少なく計上したためです。大変申し訳ございませんでした。不足分の地積1,946㎡を加えまして、土地の決算年度末現在高が46,431.33㎡、建物の決算年度末現在高が2,877.92㎡となります。26ページをご覧ください。物品について、ご説明いたします。一番下のブルドーザーにつきましては、最終処分場で作業をしていたのですが、劣化が激しく、オイル漏れ等も発生していたため、修理を断念し、売却をいたしました。27ページをご覧ください。次に、基金についてですが、当組合の財政調整基金といたしまして、(1)財政調整基金、前年度末現在高3億8千139万7千482円、決算年度中増減高マイナス1億5千627万4千247円、決算年度末現在高2億2千512万3千235円となります。29ページをご覧ください。令和5年度地方債に関する調書でございますが、30ページに明記させていただきましたとおり、起債の償還はすべて終了しておりますので、明細はございません。決算書に関しましては以上でございます。

続きまして、令和5年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明いたします。主なものといたしましては、歳出第3款の内容となります。1、2ページは概要となります。3ページをご覧ください。

1施設名、山桑メモリアルホール、2火葬炉、4基、3職員数等、事務職員として4名、うち一般職員3名、会計年度任用職員1名、受付火葬職員6名、うち一般職員1名、会計年度任用職員5名です。

火葬場の利用実績については、合計で1千156件、前年度に比較し26件の増です。式場利用実績につきましては、合計で19件、13件の減です。

主な修繕補修等につきましては、(1)ホールの音響設備を更新いたしました。(2)火葬炉の修繕を行いました。(3)その他の修繕といたしまして、歩道用屋根の修理、浄化槽の修理、庭木に散水用の井戸ポンプ修理等を実施いたしました。

工事関係につきましては、空調工事、屋上防水工事、庇の防水工事及びダ

ウンライト交換を実施いたしました。

続きまして清掃事業についてご説明いたします。

令和5年度は、最終処分場の廃止に向けての「一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了から廃止までの維持管理計画」を千葉県へ提出し、計画書に基づいて維持管理業務を行っております。

主な修繕補修等につきましては、浸出水処理施設の修理を行いました。

その他につきましては、最終処分場の維持管理に必要な重機の維持補修を行いました。4ページ以降につきましては、公金管理運用状況を添付させていただきました。

続きまして、令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。去る7月5日、当組合山桑メモリアルホール会議室に於いて、石井代表監査委員及び山崎監査委員に決算にかかる書類審査を受け、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。以上で説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

佐藤議長

事務局長の説明が終わりました。質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑につきましては、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願い申し上げます。それでは、質疑を許します。

行木議員

議長。

佐藤議長

6番、行木光一君。

行木議員

決算書17ページ。真ん中に一般廃棄物処理施設環境測定分析業務となかなか難しい言葉で書いてありますが、浸出水、最終処分場から出た水ですね。こちら、池に溜まっていますので、それを測ったり周辺の検査をしたいと思います。その検査状態、いつも1年間検査していますから、その検査をした書類のデータを見せたい。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

戸村事務局長　ここで資料の配付をさせていただいてもよろしいでしょうか。

佐藤議長　配付を許可します。

戸村事務局長　昨年度、行木議員から指摘ありまして、昨年度調査した結果と今年度も予算の関係で年4回。まだ7月までしか検査ができていませんが、1年通して毎月検査をしている業者と、もう1社に年4回測っていただく形で、令和6年度も調査をしております。数値にあまり変化が無かったものですから、今回事前に配布しておりませんでした。2ページ目が令和5年度です。黄色で塗った数値のところ、9月と12月に2社で実施しました。塩化物イオンとしては、毎月お願いしている業者が9月は、500、スポットでお願いした業者は、260という数値になっております。12月につきましては、毎月の業者が380、スポットの業者が140という数値になっております。令和6年度につきましては、1回目は4月に実施いたしました。毎月の業者は120、スポットの業者は150という数値です。7月、毎月の業者は120、スポットの業者は140という数値になっています。資料の説明は以上になります。

行木議員　議長。

佐藤議長　6番、行木光一君。

行木議員　120、160、まあこれは4月5月6月7月辺りみんな低いですね。120位で81もありますから、すごく低くて非常にまあいいと思えますけども、最終処分場の計画を県に出したと言われましたよね。そういう計画は今までは出していたんですか。

戸村事務局長　議長。

佐藤議長　事務局長。

戸村事務局長　今までは提出しておりません。最終処分場の終了から、覆土工事を実施して、それから維持管理計画を提出いたしました。今後廃止まで10年掛かるか20年掛かるか分からないですが、管理をして数値を測定していく計画書を昨年度提出しております。以上です。

行木議員　議長。

佐藤議長　6番、行木光一君。

行木議員 数値の方はちょっと、言葉だけで分かりませんので、どの程度まで下がったら普通の土地になるんですか、ということを知りたい訳ですよ。それは分かるんですか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 現状の段階では、10年で終わるのか、20年で終わるのか、そういう基準の数値になったら終了できる数値の設定がありません。県にも確認しておりますが、まだ事例が少ないそうなので、今後この数値を観測していきながら、ここで終わりになるかどうかというのを見極めていきたいという回答でした。以上です。

行木議員 分かりました。

佐藤議長 他にございますか。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 何点か質問させて下さい。まず、歳入の方からなんですけども。9ページの廃棄物処理施設モニタリング補助金というのがありまして、予算の43万5千円に対して、35万2千440円と下がっている訳ですね。これどういった補助金で補助金額の根拠みたいなのは、決まっている額ではないのかどうか、その辺を教えてください。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。モニタリング補助金につきましては、最終処分場の放流水及び観測井戸の上流下流の放射能の検査に対する補助金になります。観測井戸では他にも検査しているのですが、その中の放射能に関わるものだけが、補助金の対象になりますので、令和5年度は35万2千440円となります。以上です。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 続きまして、歳出の方なんですけども、今回よく見ると流用とか充当が

いっぱいあるみたいなんですけども、特に15ページの需用費のところですね。予備費から140万4千924円充当しといて、不用額が138万になってしまったと、この辺どうして充当しときながら、余ってしまったのか説明をお願いします。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 今回、令和5年度につきましては、空調工事とか屋上防水工事を実施しているうちに、他にも修理しなければいけない箇所がいろいろ発見されました。その中で予備費から、歩道の屋根補修で123万円と充当しました。令和4年度頃から燃料費がかなり高騰していましたので、ガスや灯油代等の光熱水費として、当初予算に燃料費を多く計上させていただきました。令和5年度は想定より上がらなかったため、燃料費で余裕が出まして138万3千303円が不用額となった次第です。以上です。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 最後ですが、15ページの一番下の工事請負費、改修工事がその2、その3、と3つあるようですが、それぞれ概略だけでも教えていただければと思います。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 まずは、改修工事としまして、空調工事こちらの方は、全館冷暖房するため、最初は冷温水機で空調をかけていたんですが、そちらが壊れてしまったので、改修する工事になっております。(その2)につきましては、20年以上経ってしまして、屋上の雨漏りが酷かったものですから、屋上の防水シートの修理をしました。(その3)につきましては、3月議会の補正予算で補正をお願いしたのですが、工事中に庇の部分も雨漏りが酷く中に入った雨水でダウンライトも腐食して落下の危険性がありましたので、交換いたしました。以上です。

佐藤議長 他にございませんか。

山崎議員 議長。

佐藤議長 4番、山崎義貞君。

山崎議員 主要な施策の成果に関する説明書の3ページの火葬場の説明の中で、火葬利用実績のところで説明ありました。26件のプラスということで、そんな中ですね。昨年度修理をしていたことにより利用を控えたと報告ありましたが、利用できなくて管外に行ったとかがあれば、それがどれくらいあったか教えていただきたい。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。当施設の方では、2週間前から予約が取れまして、2週間以内の中で業者の方から予約が取れなかったというお話は伺っておりません。管理者からお話あったのは、令和6年度に実施した工事で集塵機がどうしても動かなくなるため、時間割で2件予約が取れるところを1件に抑えていました。昨年度については、空調が動かなかったのですが、火葬については全て1日最大8件取れる状態で規制はかけませんでしたので、8件一杯で予約が取れなかったという事例はございませんでした。以上です。

山崎議員 わかりました。

佐藤議長 他にございますか。

無いようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号「令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。補正予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ437万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億6千140万8千

円とするものでございます。2ページをご覧ください。歳入につきましては、6款1項の繰越金、437万5千円を補正額として計上し、歳入合計1億6千140万8千円とするものでございます。3ページをご覧ください。歳出につきましては、2款1項、総務管理費、補正額112万3千円、3款1項、火葬場事業費、補正額325万2千円、歳出合計1億6千140万8千円とするものでございます。詳細につきましては、次ページ令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりご説明いたします。5ページ6ページにつきましては明細書の総括となっております。7ページをご覧ください。まず歳入につきましては、6款1項1目、繰越金、補正額437万5千円を一般会計に計上するものでございます。こちらは、前年度繰越金となります。続きまして8ページをご覧ください。歳出といたしまして、2款1項1目、一般管理費、補正額112万3千円、内訳としましては、1節、報酬97万2千円、8節、旅費5万2千円、13節、使用料及び賃借料9万9千円。こちらにつきましては、4月よりパートタイムの会計年度任用職員が1名増員となりましたので、1名分の不足額及び、火葬場予約や財務会計システムに使用している事務用パソコンが約8年から10年経過しており、データの書き出し等で不具合が発生しているため、更新の不足額を補正いたします。3款1項1目、火葬場事業費、補正額325万2千円、10節、需用費、修繕料でございます。こちらにつきましては、浄化槽の緊急修理を実施したための不足額及び、火葬炉のデジタル電流計、控室、式場の電気湯沸器の修理が必要となりましたので、補正いたします。9ページ以降につきましては、補正予算給与費明細書となります。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長

事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

伊東議員

議長。

佐藤議長

5番、伊東一成君。

伊東議員

8ページの旅費で費用弁償というちょっと聞きなれない言葉があります

けど、これは何かあったんでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えします。今回1名増員になりましたのは、会計年度任用職員のパートの職員で週3回の勤務になります。パートですと交通費は費用弁償で、旅費から支払うことになりますので、それに合わせて予算を要求させていただきました。以上です。

伊東議員 分かりました。

佐藤議長 他にございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

日程第6、これより討論に入ります。討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 討論の申し出がありませんので、討論を終結いたします。

日程第7、これより各議案の採決に入ります。

議案第1号、令和5年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決されました。

日程第8、一般質問を行いますが、その前に予め申し添えます。

会議規則第54条により、一般質問については、重複する事項を避け、

円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いします。

それでは、通告により質問を許します。5番、伊東一成君。

伊東議員

それでは、通告に基づいて2点質問させていただきます。

まず、1点ペットの火葬についてです。ペットは、飼い主から家族同然に大切に扱われるようになってきています。しかし、ペットが死亡した際は、死骸はゴミとして扱われており、松山清掃工場が稼働していた時は、焼却処分されていたと聞いています。そこで質問します。

ペットの火葬をしてもらえないかという問い合わせがあったりはしないでしょうか。その際、どのような対応を行っているのか。また、山桑メモリアルホールでペット火葬が実現できるようになれば、利用したい住民が多いと考えますが、これの実現は不可能かどうかお伺いいたします。

2点目ですけども、議会の定例会の招集時期についてです。

規則においては、組合議会の定例会は毎年3月及び9月に招集すると定められております。しかし、現状は、当然のように繰り上げて開会されておりまして、令和4年3月定例会に至っては、1月に開会されたという実態まであります。これは2カ月も繰り上げています。ただし書きにより、「都合により招集の時期を繰り上げ又は繰り下げることができる。」とされてはいるものの、常態的に繰り上げを行うのは異常であるため、この際、毎年2月及び8月と規則を改正すべきと考えますが、それはいかがでしょうか。お伺いいたします。以上です。

佐藤議長

伊東一成議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

宮内管理者

議長。

佐藤議長

管理者。

宮内管理者

それでは、ただ今の、伊東議員のご質問にお答えさせていただきます。

はじめに、ペットの火葬についてのお尋ねでございますが、議員がおっしゃるとおり、近年、ペットを家族同然に大切に扱い、亡くなった時には火葬や葬儀を行うご家族も増えてきております。山桑メモリアルホールにおきましても、年に1～2件の「ペットの火葬ができないか」との問い合わせをいただいておりますが、ペット専用の火葬炉

がないため、近隣の施設をご案内している状況です。山桑メモリアルホールでペットの火葬ができないかのご質問ですが、「墓地、埋葬等に関する法律」の中で、「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。」とあります。既設の火葬炉で人以外の火葬を実施することは困難と考えております。また、新たにペット用の火葬炉を新設することは、既存の施設及び用地の関係から、現実不可能と考えております。次に、議会定例会の招集時期についてのお尋ねでございますが、「匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の定例会の招集時期を定める規則」第2条に「組合議会の定例会は、毎年3月及び9月に招集する。ただし、都合により招集の時期を繰り上げ又は繰り下げることができる。」とあり、議員ご指摘のとおり、各市町の3月、9月議会定例会と重なるため、実際には2月、8月に組合議会を招集することが、常態化しております。また、令和4年3月定例会につきましては、匝瑳市の市長選挙の関係から、令和4年1月21日に招集した経緯があります。招集時期の改正につきましては、近隣の一部事務組合等の状況を参考にしながら、調査研究をしております。以上であります。

伊東議員

議長。

佐藤議長

5番、伊東一成君。

伊東議員

まず、ペットの火葬についてですけれども、最初の質問のとおりですね、以前は松山清掃工場で燃やしていたのかなというのはあるんですけども、現状新しく銚子にできた施設では、そのようなことをしているのかどうか、確認したいと思います。いかがでしょうか。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

戸村事務局長

ただいまのご質問にお答えいたします。銚子市の斎場につきましては、ペットの専用の火葬炉が設置されています。

伊東議員

議長。

佐藤議長

5番、伊東一成君。

伊東議員

斎場じゃなくてクリーンセンターの方について教えて下さい。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 クリーンセンターの方では、実施していないと思われま。銚子市の環境生活課に確認したころ、銚子斎場にペット専用の火葬炉を設置してあるので、そちらの斎場の方をご案内しているというお話です。以上です。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 年に1、2件問い合わせがあるという中で、ご紹介しているというところは、銚子斎場をご案内しているということでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 周辺の斎場として調べた限りでは、成田市は、八富成田斎場。こちらは公的施設です。香取市は、おみがわ聖苑。こちらは小見川にあります公的施設になります。銚子市は、銚子斎場。こちらも公的施設になります。旭市は、ペットメモリアル旭。こちらは民間の施設になります。山武市では、山武ペット斎場。こちらも民間の施設になります。これらの施設は、全て動物用の火葬炉が設置されていますので、住所を聞きまして近隣の斎場をご案内しているような状況であります。以上です。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 確認します。その公的な斎場は他市のペットでも受け入れてくれるということで間違いないでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ホームページ等で調査しまして、管外料金で値上がるようですが、受け入れはされている状況です。おみがわ聖苑、八富成田斎場、銚子斎場、同様な状況です。以上です。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 今聞いた限りでは、匝瑳市だけ無いような感じで回りは揃っているみたいなので、今後検討していただければと思います。

続きまして、議会の定例会の招集時期についてなんですけども、こちらは特に再質問ないんですけども、ホームページの会議録で、見たところですね、1件だけ、平成30年8月定例会と表示されていたのがありまして、事務局としても8月という感覚でやっているのかなと思っておりました。今後9月議会と言いつつ8月にやっているのは混乱にもなるので、よろしく検討をお願いしたいと思います。以上です。

佐藤議長 伊藤一成議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

佐藤議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和6年9月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

【閉会：午前10時47分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐 藤 晴 彦

会議録署名議員

山 崎 義 貞

会議録署名議員

行 末 克 一